平成２２年（フ）第１７６０１号
東京都北区豊島８―10―14　アーバンハイム３Ｆ、住民票上の住所東京都北区東十条３丁目11―１―103
債務者　磯邊　弥生（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０２号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―３―402
債務者　加藤　直人
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０３号
東京都世田谷区南烏山３丁目25―12―501
債務者　栗原　利雄
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０４号
東京都江戸川区江戸川４丁目６―４　田川方
債務者　白砂　雪乃
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０５号
東京都板橋区小豆沢３丁目７―30―601　ワコー第３マンション
債務者　高島　秀夫
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０６号
東京都小平市仲町340―77
債務者　高梨　彩子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０７号
東京都中野区上高田１丁目23―１―105
債務者　松尾　浩二
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６０８号
千葉県市川市富浜２丁目13―７―205
債務者　水嶋　孝志
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４０号
神奈川県川崎市麻生区五力田417　碧の杜103
債務者　船越　一徳
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４１号
東京都港区芝浦４丁目19―７―304
債務者　鈴木　邦興
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４２号
東京都港区芝浦４丁目19―７―304
債務者　鈴木　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４３号
東京都中央区新川１―28―４―705、住民票上の住所神奈川県横浜市金沢区釜利谷西２丁目21―７
債務者　井上　恭生
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４７号
東京都練馬区関町北５丁目13―14―103
債務者　小山　喜恵
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４８号
東京都杉並区上井草２丁目36―５―101
債務者　三森　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７６４９号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７―８　クロート第１―202
債務者　渡邊　誠子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部